

令和4年（ ）第                    号 国家賠償請求事件  
 原告                    デヴァ・スリヤラタほか2名  
 被告 国

証 拠 説 明 書  
 (甲1の1～甲19の2)

2022年3月4日

名古屋地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川 口 直 也



甲号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月日 作成者	立証趣旨
1の1	ウイシュマさんが 眞野明美氏に20 21年1月10日 付けで送った手紙	写 し	2021年1月10日 ウイシュマさん	ウイシュマさんが眞野明美 氏に手紙を送ったこと及び その内容  (「ウイシュマさんを知っ ていますか?名古屋入管収 容場から届いた手紙」44 頁～47頁所収)
1の2	訳文	写 し	2021年10月20日 眞野 明美	甲1の1の日本語訳  (同40頁～43頁所収)

2の1	親族関係を証する 書面	原 本	2021年6月21日 グラマ・ニラダニ事務所ガ ンパハ地方事務局	原告スリヤラタさんがウイ シュマさんの母であるこ と、原告ワヨミさん、原告 ポールニマさんがウイシュ マさんの妹であること及び 1986年から住所地において 同居していたこと
2の2	訳文（英語）	原 本	2021年6月21日 宣誓翻訳者	甲2の1の英語訳
2の3	訳文（日本語）	写 し		甲2の2の日本語訳
3	「スリランカ滞在 記：ウイシュマさ んの生きた軌跡を たどって（前編）」	写 し	2021年10月19日 安田 菜津紀	ウイシュマさんの生前の様 子（ウイシュマさんが日本 の子どもたちに英語を教え る教師になりたいと思うよ うになったこと）等
4の1	令和3年3月6日 の名古屋出入国在 留管理局被収容者 死亡事案に関する 調査報告書	写 し	2021年8月10日 出入国在留管理庁調査チ ーム	被告における本件事件の調 査内容及び調査結果等
4の2	別添【1月15日 から3月6日まで の経過等の詳細】	写 し	同上	同上
5	診療録	写 し	2020年8月20日～ 2021年3月6日 名古屋出入国在留管理局	名古屋入管に収容されてい た期間のウイシュマさんに 対する診療の記録
6の1～ 9	被収容者申出書	写 し	2020年9月20日～ 2021年3月3日 ウイシュマさん	ウイシュマさんが診療等申 出をしたこと及びウイシュ マさんの身体状況の変化等

7の1～ 4	診療結果報告書	写 し	2020年11月27 日～2021年3月4日 名古屋出入国在留管理局 処遇部門 入国警備官	ウイシュマさんに対する外 部医療機関における診療の 内容等
8	診察記事	写 し	2021年2月5日(印刷 日:同年5月11日) 独立行政法人地域医療機 能推進機構 中京病院	2021年2月5日に、ウ イシュマさんが外部医療機 関消化器内科を受診した状 況及び診療にあたった医師 が診察記事に「内服できな いのであれば点滴、入院」 などと記載したこと等
9	【スリランカ人女 性との面会と手紙 の記録】	写 し	2021年3月29日 START(外国人労働 者・難民と共に歩む会)	2020年12月9日～2 021年3月6日までの支 援者とウイシュマさんの面 会状況及びウイシュマさん の言動等
10	診療録等(傷病名 記録、医師診療録、 検査結果照会、救 急外来チェックリ スト、救命救急セ ンター透視検査共 通伝票、死体検案 書、死亡届、診療 情報提供書)	写 し	2021年3月4日～同 月10日(一体とした作成 日:同年5月11日) 名古屋掖済会病院	2021年3月4日にウイ シュマさんが精神科を受診 した状況及び同月6日に 救急搬送され死亡が確認さ れた状況等
11	退去強制令書によ り收容する者の仮 放免措置に係る運 用と動静監視につ いて(通達)	写 し	2015年9月18日 法務省入国管理局長	被告自身、長期收容によっ て被收容者のストレスが増 長し、病気が発症すること を認識していること等

12	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に係る在留審査及び退去強制手続に関する措置について（通達）	写し	2008年7月10日 法務省入国管理局長	被告において、DV被害者に対して退去強制手続を進める場合は、原則として仮放免した上で所定の手続を進めるものとされていること等
13	被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）	写し	2018年2月28日 法務省入国管理局長	被告において、一定の種類の被収容者について「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とし、それらの者は、「送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める」等とした指示がなされたこと
14	仮放免申請書類一式（2回目）（仮放免許可申請書、仮放免許可申請理由書、誓約書（2通）、身元保証書、被収容者申出書）	写し	2021年2月22日 ウィシュマさんほか	ウィシュマさんが2回目の仮放免許可申請をしたこと及びその内容等

15	名古屋出入国在留管理局被収容者処遇細則	写し	2020年9月7日 名古屋出入国在留管理局	名古屋入管が定める被収容者処遇細則の内容
16	被収容者の健康状態及び動静把握の徹底について（指示）	写し	2018年3月5日 法務省入国管理局長	被告において、被収容者から体調不良の訴えがあった場合は、診察の要否について医師等の判断を仰ぐ又は速やかに医師の診察を受けさせるなど病状に応じた適切な措置を講じる必要があり、安易に重篤な症状にはないと判断せず、ちゅうちょすることなく救急車の出動を要請すること、また、被収容者の細かな動作・様子を詳細に看守勤務日誌等に記録するとともに、職員間での報告・連絡・相談を徹底し、被収容者の容態に変化が認められた場合は、迅速かつ適切に対応する等との指示がされていること
17	「令和2年賃金構造基本統計調査（第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額）」	写し	2021年5月21日 厚生労働省	令和2年における賃金実態について厚生労働省が調査した結果（ウイシユマさんが死亡していなかったら得られたであろう収入の額）のきまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額等

18の1	ミネソタ大学人権図書館のウェブページプリントアウト書面「Matrimonial Rights and Inheritance Ordinance」と題する書面	写し	作成年月日不明 ミネソタ大学人権図書館	原告ら遺族がウィシュマさんの損害賠償請求権を相続したこと
18の2	訳文	写し	2022年2月1日 原告ら訴訟代理人 俵 公二郎	甲18の1の日本語訳
18の3	ミネソタ大学人権図書館のウェブページプリントアウト書面「Sri Lanka - Human Rights Statutes」と題する書面	写し	作成年月日不明 ミネソタ大学人権図書館	原告ら遺族がウィシュマさんの損害賠償請求権を相続したこと
18の4	訳文	写し	2022年2月1日 原告ら訴訟代理人 俵 公二郎	甲18の3の日本語訳
19の1	写真報告書	写し	2022年2月28日 原告ら訴訟代理人 駒井 知会	ウィシュマさんが両親に大切にされながら姉妹仲良く育ち、家族皆に見送られて来日した事実等
19の2	写真報告書	写し	2022年2月28日 原告ら訴訟代理人 駒井 知会	ウィシュマさんが来日後、留学生として日本で元気に過ごしていた事実等